

さいたま市条例第23号

さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例

さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 環境影響評価及び事後調査に関する手続等	第2章 環境影響評価及び事後調査に関する手続等
第1節～第4節 [略]	第1節～第4節 [略]
第5節 環境影響評価調査計画書及び環境影響評価準備書の <u>修正等</u> （第24条—第27条）	第5節 環境影響評価調査計画書及び環境影響評価準備書の <u>変更等</u> （第24条—第27条）
第6節～第8節 [略]	第6節～第8節 [略]
第3章～第6章 [略]	第3章～第6章 [略]
附則	附則
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) [略]	<u>(3) 事業者 対象事業を実施する者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をする者）をいう。</u>
(事業者の責務)	(4) [略]
第4条 事業者は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識して、事業の実施に当たって、この条例に規定する環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を適切かつ円滑に行い、事業の実施による環境への負荷を回避し、又は低減するとともに、環境の保全についての配慮を適正に行うよう努めなければならない。	<u>(事業者等の責務)</u> 第4条 事業者及び環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う者は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識して、事業の実施に当たって、この条例に規定する環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を適切かつ円滑に行い、事業の実施による環境への負荷を回避し、又は低減するとともに、環境の保全についての配慮を適正に行うよう努めなければならない。

(調査計画書の作成等)

第7条 事業者(対象事業を実施する者(委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者)をいう。以下同じ。)は、対象事業を実施しようとするときは、当該対象事業に係る環境影響評価を行うため、技術指針の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)を作成しなければならない。

(1)~(4) [略]

2 [略]

(調査計画書についての市長の意見)

第11条 [略]

2 市長は、前項の意見を述べる場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、さいたま市環境影響評価技術審議会の意見を聴くものとする。

第5節 環境影響評価調査計画書及び環境影響評価準備書の修正等

(調査計画書及び準備書の修正)

第24条 事業者は、第7条第2項の規定による調査計画書の提出後第21条第1項の規定による評価書の作成までの間において、調査計画書又は準備書について、その記載事項(第7条第1項第1号並びに第14条第1項第1号、第8号及び第13号に掲げる事項を除く。)を修正する必要があるときは、第7条から第22条までの規定の例により、その修正する部分に係る環境影響評価に関する手続その他の行為(以下この節及び次節において「手続等」という。)を行わなければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する場合は、その修正の内容を調査計画書等、準備書等又は評価書等に記載しなければならない。

(対象事業の内容の修正等)

第29条 事業者は、評価書に記載された対象事業の内容を修正し、又は変更して対象事業を実施しようとする場合には、当該対象事業について、第1節から前節までの規定の例による手続等を行わなければならない。ただし、その修正又は変更(以下「修正等」という。)が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正等その他の規則で定める修

(調査計画書の作成等)

第7条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、当該対象事業に係る環境影響評価を行うため、技術指針の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)を作成しなければならない。

(1)~(4) [略]

2 [略]

(調査計画書についての市長の意見)

第11条 [略]

2 市長は、前項の意見を述べるときは、あらかじめ、さいたま市環境影響評価技術審議会の意見を聴くものとする。

第5節 環境影響評価調査計画書及び環境影響評価準備書の変更等

(調査計画書及び準備書の変更)

第24条 事業者は、第7条第2項の規定による調査計画書の提出後第21条第1項の規定による評価書の作成までの間において、調査計画書又は準備書について、その記載事項(第7条第1項第1号並びに第14条第1項第1号、第8号及び第13号に掲げる事項を除く。)を変更する必要があるときは、第7条から第22条までの規定の例により、その変更する部分に係る環境影響評価に関する手続その他の行為(以下この節及び次節において「手続等」という。)を行わなければならない。ただし、当該事業者は、規則で定める書類を提出して市長の承認を受けた場合には、その手続等の全部又は一部を行わないことができる。

2 第12条第3項の規定は、市長が前項ただし書の承認をする場合について準用する。

3 第1項ただし書の承認を受けた事業者は、当該承認の内容を調査計画書、準備書等又は評価書等に記載しなければならない。

(対象事業の内容の変更等)

第29条 事業者は、評価書に記載された対象事業の内容を変更して対象事業を実施しようとする場合には、当該対象事業について、第1節から前節までの規定の例による手続等を行わなければならない。ただし、その変更が軽微な変更である場合その他の規則で定める場合であつて、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

<p>正等に該当する場合は、この限りでない。</p> <p><u>2 前項ただし書の規定に該当する場合は、その修正等の内容を評価書等に記載しなければならない。</u></p> <p><u>(法の規定により市長が意見を述べる手続)</u></p> <p><u>第41条の2 第11条第2項の規定は、法第3条の7第1項の規定により市長が環境の保全の見地からの意見を述べる場合について準用する。</u></p> <p>第42条 [略]</p> <p><u>(環境影響評価に係る書類等の公開)</u></p> <p><u>第56条の2 市長は、事業者又は都市計画決定権者が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者又は都市計画決定権者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第9条の規定による公表 当該公表がされた調査計画書等</u></p> <p><u>(2) 第15条の規定による公表 当該公表がされた準備書等</u></p> <p><u>(3) 第22条の規定による公表 当該公表がされた評価書等</u></p> <p><u>(4) 第36条の規定による公表 当該公表がされた事後調査書等</u></p>	<p><u>2 第12条第3項の規定は、市長が前項ただし書の承認をする場合について準用する。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項ただし書の承認をした場合において、必要があると認めるときは、当該変更の内容について公告するものとする。</u></p> <p><u>(法の規定により市長が意見を述べる手続)</u></p> <p>第42条 [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市環境影響評価条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われている事業であって、改正前の条例第7条第2項の規定による調査計画書及びこれを要約した書類の送付がされたものに係る当該手続については、なお従前の例による。